

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------|
| 25 | 特定公的給付の支給に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中野区は特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都中野区長

公表日

令和8年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|----------|---|
| ①事務の名称 | 特定公的給付の支給に関する事務 |
| ②事務の概要 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)に基づき、中野区では下記の事務について特定公的給付を行う ①令和5年度価格高騰支援給付金(住民税非課税世帯) 《実施期間:令和5年5月26日～令和5年10月31日》 ②令和5年度価格高騰支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯) ③令和5年度価格高騰支援給付金(合計所得金額150万円未満世帯) 《実施期間:令和5年9月19日～令和6年2月13日》 ④令和5年度価格高騰支援給付金(住民税非課税世帯)【追加給付】 《実施期間:令和5年12月12日～令和6年4月12日》 ⑤令和5年度価格高騰支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)【追加給付】 《実施期間:令和6年2月16日～令和6年5月17日》 ⑥令和6年度価格高騰支援給付金(住民税非課税世帯) ⑦令和6年度価格高騰支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯) 《実施期間:令和6年5月30日～令和6年10月31日》 ⑧定額減税補足給付金(当初調整給付) 《実施期間:令和6年5月30日～令和6年10月31日》 ⑨令和6年度価格高騰支援給付金(住民税非課税世帯)【追加給付】 ⑩令和6年度価格高騰支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)【追加給付】 ⑪令和6年度価格高騰支援給付金(合計所得金額150万円未満世帯) 《実施期間:令和7年1月15日～令和7年4月11日》 ⑫定額減税補足給付金(不足額給付) 《実施期間:令和7年5月18日～令和7年10月31日》 ⑬令和7年度価格高騰支援給付金(住民税非課税世帯) ⑭令和7年度価格高騰支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯) ⑮令和7年度価格高騰支援給付金(合計所得金額200万円未満世帯) 《実施期間:令和8年1月26日～令和8年5月31日》 |
| ③システムの名称 | 1 臨時特別給付金システム 2 中間サーバー 3 宛名システム |

2. 特定個人情報ファイル名

- 1 価格高騰支援給付金情報ファイル
- 2 低所得者支援給付金及び定額減税補足給付(調整給付)情報ファイル
- 3 定額減税補足給付金(不足額給付)情報ファイル

3. 個人番号の利用

| | |
|--------|---|
| 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の第135項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための貯金口座の登録等に関する法律第10条 |
|--------|---|

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| | |
|---------|--|
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第160項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示 |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|--|---|
| ①部署 | 総務部総務課物価高騰支援給付金担当 |
| ②所属長の役職名 | 総務部総務課物価高騰支援給付金担当課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 中野区総務部総務課 東京都中野区中野四丁目11番19号 電話番号 03-3228-5896 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 中野区総務部総務課 東京都中野区中野四丁目11番19号 電話番号 03-3228-5896 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年12月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年12月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | |
|--|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定公的給付の支給に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して必ず複数人で確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等(DVD-RWを含む)の保管 ・本人情報が記載された申請書の廃棄 |
| 9. 監査 | |
| 実施の有無 | <input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査 |
| 10. 従業員に対する教育・啓発 | |
| 従業員に対する教育・啓発 | <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行う。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--------------------------|--|--|------|-----------|
| 令和7年1月22日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 | ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び主務省令第2条の表 | 事前 | |
| 令和7年1月22日 | 5. 評価実施期間における担当部署 | ①総務部総務課物価高騰支援給付金担当 ②総務部総務課物価高騰支援給付金担当課長 | ①総務部総務課物価高騰支援給付金担当 ②総務部総務課物価高騰支援給付金担当課長 | 事前 | |
| 令和7年1月22日 | 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 中野区総務部総務課 東京都中野区中野四丁目8番1号 | 中野区総務部総務課 東京都中野区中野四丁目11番19号 | 事前 | |
| 令和7年1月22日 | 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ | 中野区総務部総務課 東京都中野区中野四丁目8番1号 | 中野区総務部総務課 東京都中野区中野四丁目11番19号 | 事前 | |
| 令和7年11月18日 | 表紙 | ①評価書名 価格高騰支援給付金に関する事務 ②個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 中野区は価格高騰支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事前に分析し、この様なリスクを軽減させるための適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことをここに宣言する。 | ①評価書名 価格高騰支援給付金及び定額減税補足給付金に関する事務 ②個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 中野区は価格高騰支援給付金及び定額減税補足給付金に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事前に分析し、この様なリスクを軽減させるための適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことをここに宣言する。 | 事後 | |
| 令和7年11月18日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | ①事務の名称 価格高騰支援給付金に関する事務 ②事務の概要 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)に基づき特定公的給付を行う ・価格高騰支援給付金の支給事務 | ①事務の名称 価格高騰支援給付金及び定額減税補足給付金に関する事務 ②事務の概要 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)に基づき下記について特定公的給付を行う 1 価格高騰支援給付金 2 定額減税補足給付金(当初調整給付) 3 定額減税補足給付金(不足額給付) | 事後 | |
| 令和7年11月18日 | 2. 特定個人情報ファイル名 | 価格高騰支援給付金情報ファイル | 1 価格高騰支援給付金情報ファイル 2 低所得者支援給付金及び定額減税補足給付(調整給付)情報ファイル 3 定額減税補足給付金(不足額給付)情報ファイル | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|---|------|-----------|
| 令和7年11月18日 | 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一101の項 番号法第別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 | <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表の第135項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 | 事後 | |
| 令和7年11月18日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び主務省令第2条の表 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠):なし (公的給付の支給等に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)(主務省令第2条の表における情報照会の根拠):160の項 | <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第160項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示 | 事後 | |
| 令和7年11月18日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | <p>令和6年4月1日時点</p> <p>令和6年4月1日時点</p> | <p>令和7年10月31日時点</p> <p>令和7年10月31日時点</p> | 事後 | |
| 令和8年1月22日 | 表紙 | <p>①評価書名 価格高騰支援給付金及び定額減税補足給付金に関する事務</p> <p>②個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 中野区は価格高騰支援給付金及び定額減税補足給付金に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事前に分析し、この様なリスクを軽減させるための適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことをここに宣言する。</p> | <p>①評価書名 特定公的給付の支給に関する事務</p> <p>②個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 中野区は特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことをここに宣言する。</p> | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--------------------------------|--|---|------|-----------|
| 令和3年1月22日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | ①事務の名称 価格高騰支援給付金及び定額減税補足給付金に関する事務 ②事務の概要 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)に基づき下記について特定公的給付を行う 1 価格高騰支援給付金 2 定額減税補足給付金(当初調整給付) 3 定額減税補足給付金(不足額給付) | ①事務の名称 特定公的給付の支給に関する事務 ②事務の概要 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)に基づき、中野区では下記の事務について特定公的給付を行う ①令和5年度価格高騰支援給付金(住民税非課税世帯) ②令和5年度価格高騰支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯) ③令和5年度価格高騰支援給付金(合計所得金額150万円未満世帯) ④令和5年度価格高騰支援給付金(住民税非課税世帯)【追加給付】 ⑤令和5年度価格高騰支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)【追加給付】 ⑥令和6年度価格高騰支援給付金(住民税非課税世帯) ⑦令和6年度価格高騰支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯) ⑧定額減税補足給付金(当初調整給付) ⑨令和6年度価格高騰支援給付金(住民税非課税世帯)【追加給付】 ⑩令和6年度価格高騰支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)【追加給付】 ⑪令和6年度価格高騰支援給付金(合計所得金額150万円未満世帯) ⑫定額減税補足給付金(不足額給付) ⑬令和7年度価格高騰支援給付金(住民税非課税世帯) ⑭令和7年度価格高騰支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯) ⑮令和7年度価格高騰支援給付金(合計所得金額200万円未満世帯) | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|-----------|
| 令和8年1月22日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表の第135項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 | <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表の第135項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための貯金口座の登録等に関する法律第10条 | 事前 | |
| 令和8年1月22日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | <p>令和7年10月31日時点</p> <p>令和7年10月31日時点</p> | <p>令和7年12月1日時点</p> <p>令和7年12月1日時点</p> | 事前 | |
| 令和8年1月22日 | IV リスク管理 8. 人手を介在させる作業 | 住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、価格高騰支援給付金及び定額減税補足給付金に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して必ず複数人で確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 | 住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定公的給付の支給に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して必ず複数人で確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 | 事前 | |